

## 施術所 構造設備基準

- 1 6 . 6 m<sup>2</sup>以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3 . 3 m<sup>2</sup>以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は、室面積の1 / 7以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りではない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。  
( はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。ただし、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。)
- 5 施術所は、住居・店舗等と構造上独立していること。( 指導基準 )
- 6 施術室と待合室は区画すること。( 指導基準 )
- 7 ベッドを2台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。( 指導基準 )

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、それぞれの開設届が必要です。その場合は、次の事項に注意してください。

- 1 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、双方の施設はそれぞれの構造設備基準を満たし、区画されたものであること。
- 2 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復双方の免許を有する施術者が1人で施術する場合、施術室を共用してもよい。ただし、施術者を増員した場合には、それぞれ専用の施術室を設けること。
- 3 待合室は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共用することはやむをえない。

施術所内で他の医業類似行為( 整体・カイロプラクティック等 )を行うことはできません。施設の区画、使用する器具類、広告等を共有することはできませんのでご注意ください。